

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第5章 ATA条約特例法関係</p> <p>(再輸出義務不履行等の場合の輸入税の徴収)</p> <p>6-3 通関手帳により輸入した物品について定率法第17条4項（輸徴法第13条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合、又は通関手帳による保稅運送を行った物品について關稅法第65条第1項、輸徴法第11条第3項若しくは地方稅法第72条の103第1項の規定の適用がある場合における保証団体及び輸入者又は保稅運送の承認を受けた者からの輸入税の徴収については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)による賦課決定通知書及び<u>納稅告知書</u>の送達は、再輸出期間又は保稅運送の期間の満了の日から 20 日以内に再輸出証書又は保稅運送証書の送付がない場合に行う。</p> <p>ただし、これらの期間内に<u>再輸出されなかつたこと</u>又は<u>運送先に到着しなかつたこと</u>が明らかな場合には、直ちに行う。</p> <p>(延滞税の取扱い)</p> <p>6-4 保証団体及び輸入者又は保稅運送の承認を受けた者から徴収すべき輸入税に係る延滞税の額の計算の始期は、いずれも法定納期限（<u>再輸出期間の満了の日の翌日</u>、用途外使用の日又は<u>保稅運送期間の満了の日の翌日</u>）の翌日であるが、その延滞税の割合が年 14.6%になる時期は、各納稅告知書に記載された納期限の翌日から 2 月を経過した日となり、保証団体と輸入者又は保稅運送の承認を受けた者とでは異なるので、留意する。この場合において、いずれか一方から、輸入税及び延滞税の全額を徴収したときは、他の一方に対する延滞税は徴収しないこととして差し支えない。</p>	<p>第5章 ATA条約特例法関係</p> <p>(再輸出義務不履行等の場合の輸入税の徴収)</p> <p>6-3 通関手帳により輸入した物品について定率法第17条4項《<u>再輸出免税貨物の用途外使用等の場合の關稅の徴収</u>》（輸徴法第13条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合、又は通關手帳による保稅運送を行った物品について關稅法第65条第1項《<u>運送の期間の経過による關稅の徴収</u>》、輸徴法第11条第3項《<u>運送の期間の経過による内國消費税の徴収</u>》若しくは地方稅法第72条の103第1項《<u>貨物割の納付等</u>》の規定の適用がある場合における保証団体及び輸入者又は保稅運送の承認を受けた者からの輸入税の徴収については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)による賦課決定通知書及び<u>納稅告知の送達</u>は、再輸出期間又は保稅運送の期間の満了の日から 20 日以内に再輸出証書又は保稅運送証書の送付がない場合に行う。</p> <p>ただし、これらの期間内に<u>再輸出されなかつたこと</u>又は<u>運送先に到着しなかつたこと</u>が明らかな場合には、直ちに行う。</p> <p>(延滞税の取扱い)</p> <p>6-4 保証団体及び輸入者又は保稅運送の承認を受けた者から徴収すべき輸入税に係る延滞税の額の計算の始期は、いずれも法定納期限（<u>再輸出期限、用途外使用の日又は保稅運送期限</u>）の翌日であるが、その延滞税の割合が年 14.6%になる時期は、各納稅告知書に記載された納期限の翌日から 2 月を経過した日となり、保証団体と輸入者又は保稅運送の承認を受けた者とでは異なるので、留意する。この場合において、いずれか一方から、輸入税及び延滞税の全額を徴収したときは、他の一方に対する延滞税は徴収しないこととして差し支えない。</p>